

1. 商品名	自由金利型定期預金 (M型) (愛称 : スーパー定期・スーパー定期300)	
2. 販売対象	個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体など	
3. 期間	<p><定型方式>※ 1か月・3か月・6か月・1年・3年・5年・7年・10年 (2年・4年の新規取扱は中止しております。)</p> <p><満期日指定方式>※ 1か月超10年未満</p> <p>定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元 利金継続)の取り扱いができます。</p>	
4. 預入	スーパー定期	スーパー定期300
(1) 預入方法	一括預け入れ	一括預け入れ
(2) 預入金額	1円以上(300万円未満)	300万円以上
(3) 預入単位	1円単位	1円単位
5. 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。	
6. 利息	<p>(1) 適用金利 お預け入れ時の店頭の商品表示ボードに表示する利率を満期日まで適用 します。スーパー定期300で、一部解約後の残高が300万円未満となっ た場合の利率については、「10.その他参考となる事項」を参照願います。 (窓口へお問い合わせください。)</p> <p>(2) 利払頻度 <単利方式> ・ 中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する 預入日の1年毎の応当日)および満期日以後に分割して支払います。 ・ なお中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から 当該中間利払日の前日までの日数、および中間利払利率(約定利率× 70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。</p> <p><半年複利方式(個人のお客さまで、期間3年以上の場合に限ります)> ・ 満期日以後に一括して支払います。</p> <p>(3) 計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 (半年複利方式は6か月毎の複利計算)</p> <p>(4) 税金 ○個人: 20.315% [国税 15.315%、地方税 5%] の分離課税・マル優 ○法人: 15.315% [国税 15.315%] の法人預金課税・非課税 ※国税の税率については、復興特別所得税が追加課税されることによ り、平成25年(2013年)1月1日から令和19年(2027年)12月31日 までの間は15.315%となります。</p>	

7. 手数料	なし
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の通帳制定期預金口座のものは、総合口座の担保とすることができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年 0.50%を上乗せした利率です。
9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、すでにお支払いした利息額と、当行所定の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息額との差額を清算させていただきます。 ・中途解約利率については、＜別紙1＞を参照。
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・個人のお客さまで期間3年以上（複利型）かつ預入金額100万円以上のスーパー定期（または300万円以上のスーパー定期300）は、預入日から1年経過後は、1万円以上1万円単位で元金の一部解約も可能です。 ただし、一部解約後の残高は、100万円以上に限りません。またスーパー定期300の場合、一部解約後の残高が300万円未満となった日以降は、預入日時点のスーパー定期の金利を適用します。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
12. 預金保険制度	<p>本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。（全額保護の対象ではありません。）</p>